

資料－1

平成16年10月28日北開局工管第97号
最終改正平成18年2月15日北開局工管第288号

開 発 監 理 部 長
営 繕 部 長
各 開 発 建 設 部 長 殿

事 業 振 興 部 長

工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001認証を取得している請負者の品質マネジメントシステム（下記において単に「品質マネジメントシステム」という。）を活用した工事における監督業務等の取扱いについて下記のとおり定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、「公共工事等へのISO9000シリーズの適用について」（平成13年6月1日付け工事管理課長事務連絡）は、廃止する。

記

1 対象工事

この取扱いの対象工事は、一般競争入札方式に付する工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに限り、また、監督業務を重点的に実施するものを除く。）とする。

なお、当分の間、一般競争入札方式（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものを除く。）、公募型指名競争入札方式及び工事希望型競争入札方式に付する工事（監督業務を重点的に実施するものを除く。）のうちから、この取扱いを適用することにより事業実施の一層の効率化が見込まれるものを基本として本局及び各開発建設部ごとにこれらの入札方式による発注予定工事件数の合計の1割以上抽出したものを対象として、この取扱いを試行するものとする。

2 ISO9001認証等

(1) ISO9001認証

この通知において「ISO9001認証」とは、JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000) 又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会 (JAB) 又は国際認定機関フォーラム (IAF) における国際相互承認協定 (MLA) を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいう。

(2) 認証取得者

この通知において、「認証取得者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア ISO9001 認証を取得している請負者

イ その工事の実際の施工を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している請負者 (当該内部組織が複数ある場合にあっては、当該複数の内部組織が認証範囲に含まれ、又はそれぞれ認証を取得しているものに限る。)

3 入札説明書等における記載

(1) この取扱いに関し、一般競争入札にあっては入札説明書の「その他」に、公募型指名競争入札にあっては技術資料作成要領に、工事希望型競争入札にあっては送付資料に、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事であること。

イ 請負者は、アの取扱いの適用を希望するときは、開発監理部長又は開発建設部長に対し、工事請負契約締結日から14日以内に4(1)イからキまでに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができること。

ウ 開発監理部長又は開発建設部長は、イの申請があった場合において、アの取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知すること。

エ 開発監理部長又は開発建設部長は、イの申請があった場合において、アの取扱いの適用が適当でないことを認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知すること。

(2) (1)の記載は、別表1の記載例によるものとする。

4 申請、承認等

(1) 申請

この取扱いを受けようとする認証取得者は、開発監理部長又は開発建設部長に対し、工事請負契約の締結の日から14日以内に、次に掲げる書類を提出して申請するものとする。ただし、エ及びオに掲げる書類については、イに掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

ア 申請書 (別記様式1)

イ ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

ウ ISO9001 の審査に係る次の書類

(ア) 直近の審査報告書 (初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象とし

て審査登録機関が発行したものに限る。)の写し

(イ) (ア)の審査に係る合否判定結果の写し

エ 申請に係る工事(カにおいて「申請工事」という。)を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

オ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

カ 申請者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前々年度及びその前年度。(2)イにおいて同じ。)に北海道開発局の所掌する工事(キ並びに(2)イにおいて同じ。)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、工事成績評定通知書(「北海道開発局請負工事成績評定点通知実施要領」(平成8年6月7日付け北開局工第42号)に規定する工事成績評定通知書をいう。キにおいて同じ。)の写し

キ カの成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に北海道開発局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

(2) 承認の通知

開発監理部長又は開発建設部長は、(1)の申請があつた場合において、次に掲げる事項を確認の上、この取扱いを行うことが適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、別記様式2によりその旨を申請者に通知するものとする。

ア (1)により提出すべきすべての書類が提出されており、かつ、その内容が適正であること。

イ 申請日の前年度及び前々年度に北海道開発局の所掌する工事を完成し、成績評定を受けている場合においては、その評定点合計(「北海道開発局請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年7月1日付け北開局工管第73号)の別紙1の工事成績採点表に規定する評定点合計をいう。ウにおいて同じ。)の平均点が70点以上であり、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 評定点合計が65点未満である工事((イ)において「65点未満工事」という。)がないこと。

(イ) 65点未満工事はあつても、工事成績が全般的に良好であること。

ウ イの成績評定を受けていない場合においては、ISO9001認証の取得以降における直近の成績評定の評定点合計が70点以上であること。

(3) 不承認の通知

開発監理部長又は開発建設部長は、(1)の申請があつた場合において、この取扱いを行うことが適当でないとき認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 認証の取消しの申出

(2)の承認を受けた請負者は、ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出なければならない。

5 品質計画書の提出等

(1) 品質計画書の作成及び提出

4 (2)の承認の通知を受けた請負者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ、当該複数の組織ごとにISO9001認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 品質計画書及び施工計画書の取扱い

品質計画書及び道路・河川工事仕様書総則1-1-6第1項、港湾・漁港工事仕様書総則1-1-6第1項、空港工事仕様書総則1-1-6第1項、農業土木工事仕様書総則1-1-6第1項、電気通信工事仕様書総則1-1-6第1項に定める施工計画書は、統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよいものとする。

6 共同企業体の場合の取扱い

(1) 請負者が共同企業体である場合における認証取得者

請負者が共同企業体である場合における認証取得者とは、すべての構成員が認証取得者である共同企業体をいう。

(2) 請負者が共同企業体である場合における申請、承認等

共同企業体が行う4(1)の申請、4(4)の申出及び5(1)の品質計画書の提出は、その代表者が行うものとする。

(3) 請負者が共同企業体である場合における評定点合計に係る確認事項の取扱い

4(2)イ及びウに掲げる事項は、すべての構成員について確認するものとする。

(4) 請負者が共同企業体である場合における品質計画書の作成及び提出

5(1)の品質計画書の作成は、4(2)の承認の通知を受けた請負者が共同企業体であるときは、次のアからウまでに掲げる場合についてそれぞれアからウまでに掲げる品質マネジメントシステムをもって当該共同企業体の品質マネジメントシステムとみなして、行うものとする。

ア 甲型特定建設工事共同企業体 代表者の品質マネジメントシステム

イ 乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体 すべての構成員の品質マネジメントシステム

ウ 甲型経常建設共同企業体 出資比率が最大の構成員の品質マネジメントシステム

(5) 共同企業体の品質計画書への特記事項

共同企業体にあつては、各構成員の施工上の役割分担その他必要な事項を品質計画書に記載するものとする。

7 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

(1) 請負者作成の検査記録の確認による代替等

ア 北海道開発局請負工事監督技術基準(平成元年6月7日付け北開局工第18号)

第3条の別表の2(2)に規定する「指定材料の確認」にあつては指定された材料の

品質・規格等の試験、立会い又は確認を、営繕工事監督技術基準（案）（昭和61年6月20日付け建設省営監発第24号）第3条の表2(2)に規定する「工事材料の検査等」にあつては指定された材料の試験、立会い又は検査を、それぞれ請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。

イ 北海道開発局請負工事監督技術基準第3条の別表の2(3)及び営繕工事監督技術基準（案）第3条の表2(3)に規定する「工事施工の立会」については、できる限り請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。

ウ 別表2の中欄に掲げる監督項目に関する北海道開発局工事監督技術基準第3条別表の2(4)に規定する「工事施工状況の確認（段階確認）」及び営繕工事監督技術基準（案）第3条の表2(4)に規定する「工事施工の検査等」（以下「段階確認」という。）については、原則として、それぞれ別表2の右欄に掲げるところによるものとする。この場合において確認は所定の段階確認願（北海道開発局工事監督技術基準第3条別表の2(4)段階確認関係様式第11号）に基づき行う（営繕工事を除く。）。

(2) 監督業務を重点的に実施する場合の取扱い

(1)にかかわらず、監督業務を重点的に実施する工事の対象工種については通常の段階確認を実施するものとする。

(3) この取扱いを希望しない場合の取扱い

請負者は、(1)の場合において、一部の工事の種別についてこの取扱いを希望しないときは、監督職員の承諾を得て、通常の立会い及び通常の段階確認を選択できるものとする。

(4) 工事施工状況の把握の実施

工事の適切な施工の確保を図り、また、請負者による検査記録の適切な作成を促すため、北海道開発局工事監督技術基準第3条別表の2(5)に規定する「工事施工状況の把握」については、引き続き適宜行うものとする。また、営繕工事においても工事施工状況を適宜把握するものとする。

8 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握

監督職員は、次に掲げるところに従い、請負者の工事現場における品質マネジメントシステムの運用状況を把握するための調査を行うものとする。

(1) 請負者の品質マネジメントシステムの把握（工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時）

品質計画書又は施工計画書に記載された品質計画を把握すること。

(2) 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握（工事施工中）

請負者の品質記録から次のア及びイに掲げる事項を抽出して確認することにより品質マネジメントシステムの運用状況を適宜把握すること。この場合において、ア及びイにおいて不適合に関する記録があれば、不適合の管理記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

ア 請負者の品質記録の把握

請負者の品質記録に基づき、次に掲げる事項が品質計画どおり確実に実施され

ていること及び不適合があった場合に、必要な指示がなされ、適切な是正処置が実施されていることを把握すること。

(ア) 請負者による検査（段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。）

(イ) トレーサビリティの記録の作成

(ウ) 検査及び試験装置の管理記録の作成

イ 内部監査の実施の把握

内部監査（6月に1度程度（工期が6月以内の場合にあっては、工期内において1度以上）実施されるものに限る。）が適正に実施されているかどうかを把握すること。

9 立会い、確認及び把握の程度

7(1)及び(4)並びに8に基づき行う立会い、確認及び把握の程度の合計は、この取扱いを受けなかったとすれば要していた立会い、確認及び把握の程度の合計以下となるよう適切な時期に実施するものとする。

10 検査時の提出書類の様式

7(1)アからウまでにより監督業務の代替等を行ったときに、請負者が検査時に検査職員に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、記載漏れがない場合に限り、監督職員の承諾を得て、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出してもよいものとする。

11 本通知に定める取扱いの中止

(1) 開発監理部長又は開発建設部長は、次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常監督業務を実施するものとする。

ア 4(4)の規定による申出があったとき。

イ 別表2の右欄に定める請負者の検査記録の確認及び8の品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたとき。

(2) 開発監理部長又は開発建設部長は、(1)によりこの取扱いを中止することとしたときは、速やかに、請負者にその旨を別記様式3により通知するものとする。

12 適用

この取扱いは、平成16年11月1日以降に公告する一般競争入札、同日以降に技術資料収集に係る掲示を行う公募型指名競争入札及び同日以降に送付資料を発送する工事希望型指名競争入札から適用するものとする。

別表1（3関係）

○ 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、開発監理部長（〇〇開発建設部長）に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の(1)から(6)までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

(2) ISO9001の審査に係る次の書類

ア 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ アの審査に係る合否判定結果の写し

(3) 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

(4) ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

(5) 申請日の前年度及び前々年度〔前々年度及びその前年度〕に北海道開発局の所掌する工事を完成し、成績評定を受けている場合においては、その工事成績評定通知書の写し

[注]〔 〕内（前々年度及びその前年度）は、申請日の属する月が4月から7月までの場合に読み替える。

(6) (5)の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に北海道開発局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

○ 開発監理部長（〇〇開発建設部長）は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

○ 開発監理部長（〇〇開発建設部長）は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

別表 2 (7 関係)

| | 監督項目 | 段階確認 |
|-----|--|---|
| (1) | 掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目 | 通常の間階確認を実施すること。 |
| (2) | 事前に試験矢板又は試験杭の施工を行う項目 | 通常の間階確認を実施すること。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。 |
| (3) | 段階確認において「1回/1工事」、「1回/1構造物」等の頻度で実施されている項目 | 適当な時期に請負者の検査記録を確認すること。 |
| (4) | 鉄筋組立てに関する項目 | 半分の頻度で通常の間階確認を実施すること。 |
| (5) | その他の項目 | 適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。 |

別記様式1 (4関係)

| | |
|--|---|
| I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 活 用 監 督 業 務 等 申 請 書 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 支出負担行為担当官 開発監理部長 (〇〇開発建設部長) 殿 | |
| 住所 商号又は名称 代表者氏名 | |
| 〇〇〇〇建設工事について、I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 を 活 用 し た 監 督 業 務 等 の 取 扱 い を 受 け た く 、 下 記 の と お り 申 請 し ま す 。 | |
| 記 | |
| 1 | 落札日 平成 年 月 日 |
| 2 | 添付書類 |
| (1) | I S O 9 0 0 1 認 証 の 取 得 に 係 る 登 録 証 の 写 し |
| (2) | I S O 9 0 0 1 の 審 査 に 係 る 直 近 の 審 査 報 告 書 の 写 し 及 び 合 否 判 定 結 果 の 写 し |
| (3) | 工事を担当する内部組織が I S O 9 0 0 1 認 証 を 取 得 し て い る こ と を 示 す 書 類 |
| (4) | I S O 9 0 0 1 認 証 の 範 囲 が 、 工 事 の 内 容 に 一 致 し て い る こ と を 示 す 書 類 |
| (5) | 平成 年度及び平成 年度に完成した工事成績評定通知書の写し |
| [5] | I S O 9 0 0 1 認 証 の 取 得 以 降 に お け る 直 近 の 工 事 成 績 評 定 通 知 書 の 写 し |

別記様式2 (4関係)

| | |
|--|--|
| I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 活 用 監 督 業 務 等 承 認 通 知 書 | |
| 番号 平成 年 月 日 | |
| 住所 商号又は名称 代表者氏名 | |
| 支出負担行為担当官 開発監理部長 (〇〇開発建設部長) | |
| 平成 年 月 日付で申請のあった〇〇〇〇建設工事に関する I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 を 活 用 し た 監 督 業 務 等 の 取 扱 い に つ い て は 、 承 認 し ま す 。 | |

別記様式3（11関係）

ISO9001認証取得活用監督業務等中止通知書

番号

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

開発監理部長（〇〇開発建設部長）

先に、平成 年 月付け 第 号をもって〇〇〇〇建設工事に関するISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを承認しましたが、この度、その取扱いを中止することとしたので、通知します。